

厚生省調査結果（遊泳用プール）

Table with 5 columns: 都道府県名, 条 例 等 名, プール数, 管理責任者数, 衛生管理者数, (備考)学校用プール数. It lists survey data for swimming pools across various prefectures and cities.

厚生省は、昨年11月に、平成5年に行った遊泳用プールの調査結果を公表した。（一部は5号にて紹介）平成4年4月28日に出した厚生省生活衛生局長通知第45号の普及状況を調べる目的で行われたと考える事も出来る。

今回の調査結果では、管理責任者及び衛生管理者の配置状況等、遊泳用プールの実態等についての把握が十分になされていない向きがあるとともに、管理責任者等が設置されていない施設も多く見られる。

厚生省は、前述のまとめをふまえて、各都道府県および政令指定都市の衛生部局長宛に次の様に要望をされている。

1、管理責任者及び衛生管理者が、未設置の遊泳用プールに対しては、管理責任者等の設置に努めるとともに、特に衛生管理状況の徹底について指導されたいこと。

2、衛生管理者の資格については、「遊泳用プールの衛生管理者について」(平成4年12月11日付衛企第122号本職通知)において示しているところであるが、社団法人日本プールアメニティ施設協会により別添2のとおりプール衛生管理者講習会が開催される予定であるので、活用されたいこと。

平成五年 遊泳用プール調査結果



第9号 発行 平成7年3月1日 発行者 社団法人 日本プールアメニティ施設協会 東京都新宿区新宿5-17-2 TEL 03-3209-0447 FAX 03-3209-6076

健泳の町づくりを推進しましょう

プールの衛生の考え方

利用者の立場でプールの維持管理を考えた時に、「衛生的である」とは快適さの第一条件となる。古代ローマの公衆浴場のよう

病原体と感染症

1、病原体とは 疾病のうちで、ある種の微生物が体内に侵入して起るものを感染症と呼び、感染症を起す原因となるものを病原体という。

2、消毒の効果

感染症を防ぐには、原因となる病原体を死滅させる必要がある。微生物を死滅させる方法には薬物等による殺菌、滅菌、消毒があるが、これらの言葉の定義は以下のとおりである。

表1 主な消毒法の特徴（長所）

Table with 2 columns: 消毒法, 長 所. Lists disinfection methods like 塩素, 二酸化塩素, 紫外線, and オゾン with their respective advantages.

これらの中で、特に最近のプールで問題となるのはウイルスである。感染症は微生物が存在しただけでは起こらない。ひとつには、それが体内に侵入する経路が問題となる。侵入経路は水や空気、あるいは咳をした時のツバに混じって、口や鼻などより消火器や呼吸器にはいる場合もあり、また水やタオルなどを介して直接皮膚より侵入するものや、耳や目よりはいるものもある。もうひとつ問題となるのは微生物が侵入する人間（宿主という）の状態である。幼児や老人、不健康な人など抵抗力の弱い人は感染症にかかりやすい。

健泳

ロンドンでは、スイミングクラブの形態をとった室内温水プールのものがコミュニティの中に一つずつぐらゐる。規模は決して大きくなく、日本の風呂屋程度であるが、ロンドンの中市内の二階建の長屋街の中にある。このような温水プールがロンドン市内に広く分布しており、コミュニティの中心となっている。第二次世界大戦中、アメリカ人、特に兵士がヨーロッパへ行き、「ヨーロッパのプールはすばらしい、こんなところで泳いだらどんなにいいかわからない」と感じ、本土へ帰って行った。ヨーロッパのプールを見て、アメリカではプールの建設に拍車がかかり、戦前一万であったプールが昭和二十五（一九五〇）年にすでに十万人に達した。FRP、鉄板アルミニウムなど、現在日本でも使われている材質が、一九五〇年頃米国で一挙に登場した。その後も米国では年約一百万のプールが新設されている。日本では毎年約二十万のプールが新設され、現在五万程度のプールが存在するものの、アメリカでは二〇〇〇〜二二〇〇万程度である。第二次世界大戦前、日本には、約五〇〇カ所ぐらいのプールがあったが、そのほとんどは学校プールであった。大正四（一九一五）年、大阪府立茨木中学校にできたプールが最初のものである。当時の茨木中学の生徒たちがヨーロッパ泳法を勉強し、日本にヨーロッパ泳法を伝えた。そのときの指導者は当時一高の学生で、その後日本水泳連盟の会長をされた松沢一鶴氏である。

（次号に続く）

意外と知られていない 資産取得を促進する 税制上の特典



法人税法上、資産を取得すると、償却費として耐用年数の期間に応じて費用化（普通償却）し、内部留保して、次の資産の取得等に備えることができるようになってはいますが、特に特定の設備の普及、推進を税制面で支援するため、普通償却に加えて特に償却額を多く計上することや、税額の一部を免除することを認めています。

このほか、省エネルギー、資源の再利用を促進する事業を支援するものとして、大蔵省通産省が協議して認定した特定事業活動を行う法人が取得等する設備については、対象資産の限定指定はなく、特別償却、税額控除を受けることができるほか利子補給、債務保証も行われます。

一、エネルギー需給構造改革 推進設備を取得した場合 の特典

エネルギーの需要、供給両面の構造改革を推進するためエネルギー有効利用設備等の普及、取得を促進させようとする観点から、税制面では次のような制度が

- (1) 対象となる法人
資本金が1億円以下（大規模法人が資本金の2分の1以上所有、又は、2以上の大規模法人が資本金の3分の2以上を所有している法人を除く。）で、青色申告書を提出している法人が対象となります。
- (2) 対象期間
平成4年4月1日から平成8年3月31日までの間に取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に限りこの制度の適用が受けられます。
- (3) 対象資産
 - ① 取得後、事業の用に供されたことのない、いわゆる新品のもので、大蔵大臣などが指定する一定のものに限られてきます。
 - ② 直接自己の事業の用に供した場合に限られ、他に貸し付けた場合には、認められません。
 - ③ 取得後、1年以内に
- (4) 特別償却
資産の取得価額×30%相当額が、特別償却費となります。これは、取得して事業の用に供した事業年度に限り認められます。当然これとは別に、普通償却費もあわせて、計上できます。
- (5) 税額控除
資産の取得価額×7%相当額（但し、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度とします。）が、その事業年度の法人税額から、控除されます。
- (6) 適用要件
これらの規定の適用を受けるためには、確定申告書

二、中小企業者の機械等の 特別償却

中小企業に近代化と経営体質の強化に資するため、一定の機械等を取得して事業の用に供した場合に、特別償却を認めています。

対象法人などの適用要件は、上記一とほぼ同様ですが、物品貸貸業、娯楽業、特殊浴場業などの事業の用に供されるものは、適用対象外です。

三、事業基盤強化設備を 取得した場合の特典

特定中小企業者等が、その基盤の強化を通じて消費



税務相談に多忙な原田所長

ケースも出てきますが、年度別の事業収支を予測するなどして、最も有利な方法を選択し、いずれか一つの制度を利用することになります。

なお、これらの特典の適用を受けるためには、法人の規模や業種、取得する資産の種類など限定されているものも多く、実行に移す前に会計事務所などの専門家に相談することをお勧めいたします。

原田税務会計事務所
所長 原田伸幸
連絡先
TEL 03-3583-7737
FAX 03-3587-9313

プール衛生管理者講習会
平成 7 年 3 月 15 日(水)～16 日(木)
於 東京・お茶の水総評会館
◆ 申し込みは当協会迄 ◆

表 3 塩素ガス暴露濃度と作用

塩素ガス濃度 [ppm]	濃度 [mg/m ³]	作用
0.1~0.2	0.3~0.6	臭気の感知の世界
1	2.9	かなり刺激臭が強い
3~6	8.7~17.5	目・鼻・のどに刺激、頭痛
14~21	40~60	30~60分で生命に危険
40~60	120~179	短時間で生命に危険
100	290	1分以上耐えられない
900	2610	即死

表 2 15~30秒(ウイルス60秒)で死滅させる塩素濃度 [笹野英雄による]

遊離塩素 [mg/l]	菌 種
0.1	チフス菌、パラチフスA、B菌、赤痢菌、腸球菌、ウエルシー菌、白色ブドウ球菌、肺炎球菌、ジフテリア菌、緑膿菌、しょう紅熱菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、溶血性連鎖球菌
0.15~0.25	チフス菌、パラチフスA、B菌、赤痢菌、腸球菌、ウエルシー菌、白色ブドウ球菌、肺炎双球菌、ジフテリア菌、緑膿菌、しょう紅熱菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、溶血性連鎖球菌(大腸菌)
0.4	アデノウイルス(プール水でのデータ)

いずれにしても、入泳者の持込む病原体が他の入泳者に感染しないうちに殺菌することが望ましいので、瞬時に消毒効果が現れるのが理想的である。

表2は短時間内に病原体を死滅させる塩素濃度をまとめたものである。ウイルスやある種の細菌は塩素に抵抗性があるため、遊離残留塩素濃度を常に0.4mg/l以上に維持する必要がある。しかし、あまり高濃度になると、表3のように塩素による害が問題となるので、1mg/lを超えない注意も必要である。

さらに、塩素剤の保管場所は酸化した塩素ガスが溜まらないように換気に気を付け、塩素ガスを用いる場所はタンクからの漏れがないように常に点検しなくてはならない。

プールの水は様々な病原体で汚染される可能性がある。これらの病原体によりしばしば認められる感染症については別に述べるが、ここでは今後プールの維持管理に特に留意しておくべきではない病原体について述べることにする。

(1) アデノウイルス

小児の咽頭アデノイド組織より培養分離されたウイルスで、熱に弱く56℃に30分で不活化する。有機物の

プールで特に問題となる病原体

プールの水は様々な病原体で汚染される可能性がある。これらの病原体によりしばしば認められる感染症については別に述べるが、ここでは今後プールの維持管理に特に留意しておくべきではない病原体について述べることにする。

(2) HIV

エイズ(後天性免疫不全症候群)の病原体であるHIVは性交、輸血、輸液や汚染した注射器等により伝播し、血液、精液、唾液、涙液、母乳など体液から分離されているが、糞便より分離されたという報告はない。水から伝播するのではないかと要慮されるが、第一に水の最も重要な汚染源は人の糞便であり、第二に水で希釈されて感染の危険率が著しく小さくなり、さらにエイズウイルスは有効塩素に弱いなどの理由により、適正に維持管理されたプールでは水による感染は極めて起こりにくいといえる。しかし、傷口からウイ

次亜塩素酸や、空気中に気化した塩素ガスや三塩化窒素が結膜や角膜を刺激するためである。

これを予防するには、水中はゴーグルを使用したり、塩素濃度の高い腰洗槽には目を洗わないこと、プールの遊離残留濃度を1.0mg/l以下に保つことなどである。

少ない水では遊離残留塩素濃度0.4~0.5mg/lで不活化が可能といわれている。この濃度で感染能が証明されなくなるのは約10分間を要し、最小塩素添加量は2~6mg/l必要である。

このウイルスによる感染症は夏から秋にかけて多いが、下水からは年間を通じて検出されており、屋内プール等オールシーズンプールでは消毒管理の不備により発生の可能性がある。

ルスが侵入しないとも限らないので、擦り傷や開いた傷口のある人は完治してから入泳するほうがよいと思われる。

(3) 抗塩素菌

ビルの貯水タンクなどに見られる塩素に抵抗性のある細菌が注目されるようになってきた。これらの細菌は主に病弱な人や高齢者などの抵抗力の弱い人々に感染を起させる。したがって、最近のプール利用の広がりにより、このような人が入泳するよう医療用プールや公営プールなどでは、消毒力の強いオゾンと持続効果のある塩素の併用などを考慮する必要がある。

(4) プールで問題となる主な感染症

プールでは以上述べたとおり水を始め様々な媒体により感染症にかかる危険がある。直接に水などに接する耳や鼻、目あるいは皮膚のほかに内臓をおかす疾病も含み、主に問題となるものをのべてみる。

- ① 急性外耳炎・中耳炎
外耳や内耳の皮膚・粘膜の小さな傷口から細菌(主としてブドウ球菌)が侵入し、耳痛や外耳道(耳の穴)のはれ、頭痛、発熱が見られる。
② 夏カゼ症候群
腸管系ウイルス(コクサッキー、エコー、エンテロ、ポリオ)の感染により、1〜4日続く発熱と上気道炎症状、さらに頭痛、嘔吐、下痢、筋肉痛、食欲不振など消化器症状もみることがある。夏季に多い。
③ ヘルパンギーナ
コクサッキーA群ウイルスに感染してから2〜4日の潜伏期(感染から発病までの期間)の後、1〜4日間続く38〜39℃の発熱と咽

頭痛、嚥下痛(飲み込む時の痛み)、それに口咽部付近の発赤と小水泡が現われる。他に頭痛、腹痛、嘔吐を伴うこともある。

(4) 咽頭結膜炎(プール熱)

アデノウイルス(3、7型など)が原因で、咽頭や結膜の分泌物、大便を介して感染する。夏から初秋にかけて学童に流行し、3〜7日の潜伏期の後、39℃ほどの発熱が4〜5日持続し、喉のはれと痛み、リンパ節のはれなど咽頭炎の症状、それに結膜炎がみられる。しばしば流行性を示すが、感冒様症状にとどまる場合も多い。

(5) 流行性角膜炎(はやり目)

アデノウイルス(主に8型)が原因で、結膜分泌物から感染するが、プール水よりタオルの共用により伝染する可能性が高い。春から夏にかけてみられ、普通は成人に多いが、わが国では学童での流行も多い。潜伏期は4〜6日で、結膜に偽膜形成と充血が出現し、異物感や眼脂、耳前リンパ節腫脹もみられることがあるが、7〜10日後に角膜炎瘍まで進行すると失明の危険もある。全経過は2〜3週間であるが、その間感染能力があるので注意を要する。成人型は発熱などの全身症状が軽く、眼の局所症状が著明である。この疾患も発生した時には法律により学校長の判断で児童は出席停止となるが、プールでは遊離残留塩素濃度を2〜3

3mg/lとし最後の患者発生後2週間の目安でプールを閉鎖するほうがよい。

(6) 急性出血性結膜炎(アポロ病)

エンテロウイルスが原因で、数時間より1日の潜伏期で結膜や眼瞼の充血や腫脹を認める。この疾患も学校での発生例は学校長の判断で出席停止となるが、プールの遊離残留塩素濃度を2〜3mg/lとし最後の患者発生後4日間を目安に閉鎖するのがよい。

(7) 伝染性軟属腫(みずいぼ)

ポックスウイルスが落屑(皮膚の古い角質層がはがれたもの)に混じって飛沫感染したり、タオルの共用や更衣室などの床よりうつる。症状は皮膚に、中心部のくぼみとやや白っぽい光沢のある1〜10mmの丘疹(半球状隆起)が現われる。潜伏期間は2〜6週間である。大多数は乳幼児から小学校低学年にみられる。

- ⑧ 手足口病
コクサッキーまたはエンテロウイルスの飛沫感染で3〜5日の潜伏期の後、手足の紅色の丘疹または水泡と口腔内の水泡が現われる。
⑨ 伝染性膿痂疹(とびひ)
黄色ブドウ球菌の飛沫感染により、皮膚に1〜2mmの小水泡ができ、1〜2日後には指頭大まで増大し膿が出るものもある。感染者の入室禁止とタオルの共用禁止を厳守する。
⑩ 足白癬(みずむし)
足白癬という真菌が原因で、更衣室やプールサイドの床に落下した保菌者の落屑が付着することにより、足底や趾間にヒラン、水泡、肥厚が生じる。更衣室等の床の清掃と乾燥に注意する必要がある。
⑪ ウイルス性肝炎
流行性のあるA型肝炎と、血や接触を介して感染するB型、C型、D型、その他があるが、プールではA型

が問題となる。15〜50日の潜伏期で、全身倦怠感や食欲不振などのカゼや胃腸炎様症状で発症し、後に肝機能障害のため黄疸が生じる。致死率は0.2〜0.3%だが症状の出ない不顕性感染も多い。

(12) 細菌性赤痢

最近では減少したが、なお年間1000人ほどの発生をみている。赤痢菌が大腸を介して感染するのが原因である。潜伏期は2〜4日で、全身倦怠感や食欲不振、腹部不快感をみ、悪寒ときに戦慄(ふるふる)と発熱があることが多い。頭痛や腹痛、関節痛を伴うこともある。発熱前後に腹痛や下痢、嘔吐などが現われる。2〜3日で解熱することが多い。便は1日に数十〜2、3回、いわゆる洗り腹で、粘液や血便、膿が混じり、水様や泥状のことも少なくない。最近では軽症の下水のみものも多い。

(13) 腸チフス、パラチフス

予防は手指の消毒や保菌者の入室禁止による感染経路の遮断とプール水の汚染の防止であるが、赤痢菌は塩素消毒で容易に死滅する。わが国では最近あまり見られなくなった。主として旅行者が海外より持ち込むことが多い。プールの発生はほとんど問題とならなくなっている。サルモネラ菌のうちチフス菌とパラチフス菌により、患者

や保菌者の大便を介して感染する。この菌は水中で数週間生存し、飲料水を介しても感染しうる。腸チフスの場合、潜伏期は7〜21日(10〜14日が多い)で、第1週目には段階的に熱が上昇し、40℃以上が約1週間持続した後に徐々に下降して4週で平熱にもどる。皮膚にバラ疹が出て、脾臓が腫大するのが特徴である。

(14) 細菌性赤痢

多くの便血があり、腹部(特に右下腹部)の痛みを伴うこともある。3週間以内に腸出血や腸穿孔を合併する危険がある。パラチフスはこれより軽症である。予防は保菌者、特に長期保菌者を厳重に監視し、プールの塩素消毒を徹底する。

環境による障害

環境は快適さとも関連してくるが、衛生上問題となることは少なくない。特に日光、照明、温度、空調には注意を要する。

や水事故防止など遊泳者の安全確保の意味で十分かつ適切な照明装置が設置・維持されなければならない。また、遊泳者の快適性にも影響し、あまりにも暗い照明では不安感が高まり、人によっては後に述べる過換気候群を誘発する場合も考えられる。施設によっては水中照明を設置しているところもある。

(3) 温度の問題

プール水の温度は高すぎると体力の消耗が大きく不快を感じ、低すぎると体温を奪われ筋肉の硬直なども起こる。原則として22℃以上とするのが適当で22℃以上が、皮下脂肪が少なく皮膚の薄い乳幼児では低体温症などの影響を受けやすいので、ベビースイミングのコース開催時には温度管理に特に注意する必要がある。室温も同様に考慮しなければならない。

【熱中症】

外からの熱で体温が急激に上昇して生じる。病型には熱射病(日射病を含む)、熱けいれん、熱虚脱、熱衰弱がある。

このため心臓へもどる血液量が減少し、末梢循環不全つまりショックを呈する。血圧低下と速く弱い脈、多量の汗がみられるが、腋下などの深部体温は正常である。めまいや意識消失をみることもある。

(4) 熱衰弱

高温に長時間さらされて起こる、いわゆる「暑さ負け」である。倦怠感や食欲不振などが見られる。

【低体温症】

周囲の温度が低いことにより体温が奪われ、体の熱産生が増加してふるえが起きる。また、この時に末梢の血管が収縮して血液が心臓へ集中し、心臓の負荷が増大して心発作を誘発する。また、低温は脳や心臓の働きをよぶくさせる。手足が冷たく蒼白になり、むくけをもよおし、呼吸数や脈拍数ならびに血圧の低下などが起こる。意識消失やけいれんをきたすこともある。また、アルコール飲料は末梢血管を拡張させ熱喪失を増大させるので、水泳前は禁止する。

不快な環境や温度の運動からくる疲労などにより不安や興奮、パニック状態となり、呼吸が速く粗い過換気の状態を起す。血中の二酸化炭素が必要以上に減少するために、呼吸のリズムが狂い、このために呼吸困難や手足のしびれ、けいれんが生じ、さらには意識消失に至る。

(5) 過換気症候群

特に若い神経質な女性に多いが、周囲の状況に影響されやすいので、環境や指導者、施設管理者などの態度にも注意する必要がある。

安全対策と事故防止

事故は不注意によるものが多いが、設備の構造上の欠陥や破損箇所のために誘発されるものも少なくない。このため、プールにおいて利用者の立場になって使いやすさを考えたり、常に設備の破損箇所を目配る必要がある。例えば、最近では高齢者や妊婦で水泳を楽しむ人が増えてきたが、従来のラダーハンドルによる入水方法はこのような利用者にとって本当に安全であろうか。時間帯によっては臨時にでもスロープや階段状の入水路を設けたほうがよいのではないだろうか。また、シャワーの温度調節が複雑で全ての利用者には理解しがたいものであったり、故障していれば、いきなり熱湯を浴びてやけどをおう危険があるだろう。タオルの破損箇所や水中に破片があり怪我をするようであれば早急に修理や清掃が必要となってくるだろう。プールのサイドは転倒防止のため滑り止めの構造とする

のは当然であろうが、プールに行くまでの通路や階段も水に濡れたら滑りやすくなるから点検するべきである。更衣室の床や出口も事故を起さない構造であるか確認しなくてはならない。このように、事故が起きないように施設設計に留意し、日頃より維持点検することは安全対策の第一歩である。さらに、不幸にして事故が起きた場合には事故者を収容する場所が確保され、出入口などはトンカの搬入出に不便がないかなど考えておくことは危機管理の上で重要なことである。

日本大学医学部公衆衛生学教室(財)健康・体力づくり事業財団主任研究員 医学博士 原野 悟

正会員および協力会員募集中
◎詳細は事務局迄お問い合わせ下さい。◎
Tel03-3209-0447 Fax03-3209-6076

正会員名簿

- 三菱電機株式会社 千100 東京都千代田区丸の内2丁目2番3号
- 栗田工業株式会社 千160 東京都新宿区西新宿3丁目4番7号
- 水道機工株式会社 千104 東京都中央区月島2丁目15番13号
- 三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社 千135 東京都江東区木場2丁目8番3号
- ミウラ化学装置株式会社 千545 大阪府大阪市阿倍野区播磨町1丁目24番24号
- 日本ワイロン株式会社 千154 東京都世田谷区池尻3丁目27番24号
- トースイ株式会社 千102 東京都千代田区平河町1丁目7番7号
- ローレル株式会社 千640 和歌山県和歌山市吉田332番地
- 株式会社三進ろ過工業 千453 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目22番2号
- 荏原エンジニアリングサービス株式会社 千108 東京都港区港南2丁目13番34号
- 善化工機株式会社 千467 愛知県名古屋市中村区豊岡通1丁目14番地
- 東西化学産業株式会社 千104 東京都中央区新川1丁目22番11号
- 新川ビル7階 日機装エィコー株式会社 千170 東京都豊島区東池袋4丁目24番3号
- 理水化学株式会社 千530 大阪府大阪市北区南森町1丁目4番10号
- 株式会社東工業 千105 東京都港区東新橋1丁目2番14号
- 株式会社三協 千480-02 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田112番地
- 東急設備株式会社 千150 東京都渋谷区丸山町23番2号
- フジカ濾水機株式会社 千170 東京都豊島区東池袋5丁目49番15号
- 株式会社協和産業 千46 愛知県名古屋市中昭和区駒方4丁目2番1号
- 住友精密工業株式会社 千660 兵庫県尼崎市扶桑町1番10号
- 富士電機株式会社 千100 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
- 株式会社サクラ 千555 大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目7番32号
- ペルメレック電機株式会社 千252 神奈川県藤沢市石川1159番地
- 千代田工販株式会社 千104 東京都中央区銀座7丁目16番7号
- 株式会社フジタ 千151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号
- 西松建設株式会社 千105 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号
- 株式会社朝日工業社 千105 東京都港区浜松町1丁目25番7号
- 株式会社ビール 千104 東京都中央区銀座3丁目4番12号
- 株式会社テラルキョクトウ 千720 広島県福山市御幸町森脇230番地
- 株式会社荏原製作所 千14 東京都大田区羽田町旭町11番1号
- ヤマハ発動機株式会社 千438 静岡県磐田市新井500番地
- コマツ化成株式会社 千153 東京都目黒区大橋1丁目6番3号
- 株式会社INAX 千479 愛知県常滑市鯉江町5丁目1番
- 日本カーリット株式会社 千100 東京都千代田区丸ノ内1丁目2番1号

役員名簿 (平成六年)

- 会長 野崎 貞彦 日本大学医学部教授(公衆衛生)
- 副会長 松田 禎夫 三菱電機株式会社 取締役
- 副会長 濱田 昭 昭和大学薬学部名誉教授
- 専務理事 郷原 巖 事務局長
- 常任理事 高橋 徹 有限会社代表取締役
- 理事 加藤 直樹 全国市長会社会文教分科会委員長
- 理事 高平 米雄 岐阜県多治見市長
- 理事 玉利 齊 全国町村会理事 長崎県野母崎町長
- 理事 井上 宇市 元早稲田大学理工学部名誉教授
- 理事 木原美智子 ケイアンドエムインターナショナル 代表取締役
- 理事 北山 雄造 株式会社フジタ 取締役副社長
- 理事 小森谷祐広 栗田工業株式会社 取締役
- 理事 森田 豊治 株式会社荏原製作所 専務取締役
- 理事 渡辺満寿美 住友精密工業株式会社 常務取締役
- 理事 石原 悟 株式会社ビール 代表取締役社長
- 理事 松崎 孝紀 ヤマハ発動機株式会社 総務本部長
- 理事 竹俣 耕一 副本部長
- 監事 公認会計士

各委員会委員名簿

- 〈調査研究企画委員会委員〉
 - 委員長 野崎 貞彦 日本大学医学部教授
 - 副委員長 井上 宇市 早稲田大学理工学部名誉教授
 - 委員 金井 雅利 厚生省生活衛生局企画課長補佐
 - 委員 牧野ゆり子 厚生省保健医療局健康増進課長補佐
 - 委員 玉利 齋 千代田区霞ヶ関1-2-2
 - 委員 濱田 昭 昭和大学薬学部名誉教授
- 〈教務委員会委員〉
 - 委員長 濱田 昭 昭和大学薬学部名誉教授
 - 副委員長 金井 雅利 厚生省生活衛生局企画課長補佐
 - 委員 大村 進 設備部 部長

編集後記

水泳は、手軽に実行出来る有酸素運動であり、とくが過食ぎみな現在の生活にあつて、適切な運動として、健康面から、見直されつつある。かつて速く泳ぐこと、上手に泳ぐことを主に取り組んで来た我が国の水泳文化に、プール発生の地イギリスの例を取るまでもなく、コミュニティの中核施設としての役割が加わってきたと考えられます。日本では、未だホームユースのプールは充分普及されておらず、施設も少ない。しかし、リゾートマンションに永住型増加し、職住の分離が生活の場として見直されつつある。近年建設されるリゾートマンションの設置にはプールがほとんどといって良いくらい設置されている。これは、海外生活経験者の増加による生活環境の欧米化やダイエットを含む健康管理の必要性が広く認識されつつある事と関連があると思われる。

プールで泳ぐことは、各人の適性や運動力に応じた実施が可能であり、高齢者にとつては、水中歩行程度でも、可成の運動量の確保

れているとは言えず、施設数も少ない。しかし、リゾートマンションに永住型増加し、職住の分離が生活の場として見直されつつある。近年建設されるリゾートマンションの設置にはプールがほとんどといって良いくらい設置されている。これは、海外生活経験者の増加による生活環境の欧米化やダイエットを含む健康管理の必要性が広く認識されつつある事と関連があると思われる。

プールで泳ぐことは、各人の適性や運動力に応じた実施が可能であり、高齢者にとつては、水中歩行程度でも、可成の運動量の確保

遊泳用プールの衛生管理者について

通知

衛企 第122号
平成4年12月11日
都道府県各政令市特別区
衛生主管部(局)長 殿
厚生省生活衛生局企画課長
遊泳用プールの衛生管理者
について

「遊泳用プールの衛生基準について」(平成4年4月28日付衛企第45号厚生省生活衛生局長通知、以下の「局長通知」といふ。)において、遊泳用プールに衛生管理者を置くこととされては、下記の点について御配慮願いたい。

1. (1) 局長通知において、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこととされているのは、プールの衛生と安全、

施設やその運用について全般的な専門知識を持った衛生管理者を配置し、水質面の管理をはじめとするプールの現場における維持管理や施設の保守点検整備の徹底を図る必要があることによるものであること。

(2) 局長通知において、衛生管理者となるものについて必要とされている「プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能」については、具体的には、主として次の5点に関する知識及び技能であること。

ア プールの水質管理
イ プール設備の維持管理
ウ プール施設内の清掃
エ プールにおける疾病とその予防
オ プール施設内での事故防止と救護対策

2. (1) このため、プールの管理責任者は、衛生管理者を選任するに当たって

平成7年度 プール衛生管理者養成講習会のお知らせ

■日程

- 第16回 平成7年5月18日(木)～19日(金) (東京・友愛会館)
- 第17回 " 6月15日(木)～16日(金) (大阪・大阪中小企業文化会館)
- 第18回 " 10月19日(木)～20日(金) (東京・国立公衆衛生院)
- 第19回 " 11月16日(木)～17日(金) (新潟・長岡市立劇場)
- 第20回 平成8年2月15日(木)～16日(金) (大阪・大阪中小企業文化会館)
- 第21回 " 3月14日(木)～15日(金) (東京・総評会館)

※会場は予定であり開催時に近隣に変更になる場合もあります。

